~ 町県民税申告相談会のお知らせ ~

- ☆ 申告相談は下記の日程により行いますので、忘れずに申告をお願いします。
- ☆ 利子・配当・譲渡所得などがある方、事業・不動産所得などが青色申告の方、住宅借入金等特別 控除・雑損控除の初年度の方及び死亡した方の申告(準確定申告)は、本申告相談会ではお受け できませんので、須賀川税務署の確定申告会場にて申告してください。

	できませんので、須賀川梲務署の確定甲告会場にて甲告してください。							
月日		曜日	申告相	談地区	申告相談会場等			
/3	כ		午 前	午 後	中口他吸口吻号			
	13	火	上母畑	母畑第一	●申告相談会場 石川町共同福祉施設 1 階ホール			
	14	水	湯郷渡	北山	(石川町字関根1番地の1)			
	15	木	Ш	形	電話番号0247-26-8228			
	16	金	板		●申告相談実施期間令和6年2月13日(火)~3月15日(金)			
	19	月	 南山形	北山形	(土・日・祝日を除く)			
	20	火	沢井三里(上沢井)・下沢井	沢井三里(大池)・鳥内	●受付時間			
2	21	水	沢井三里(竹柄)	中 央・古 内	午前の部 午前8時30分~午前11時 ※ただし、受付・相談会の状況により相談時間 が午後になる場合があります。 午後の部 午後1時~午後3時30分			
	22	木		新屋敷(沢田)				
	26	月	ф	B	※申告に係る相談は一人あたり 30 分程度と させていただきますので、帳簿や伝票などの			
	27	火	形 見	谷 地	収支を集計の上、必ず収支内訳書等を作成して持参ください。ご持参いただけない場合 作成してからの受付となり、順番が後になることがありますのでご了承ください。			
	28	水	谷 沢	坂 路				
	29	木	双	里	※会場開館時間は8時30分となります。 ※12時~13時は受付が昼休みとなります。			
	1	金	ф	野				
	4	月	#	木	●申告相談開始時間 午前9時~			
	5	火	塩	沢	●その他			
	6	水	王子平	新屋敷(石川)	※原則お住いの地区の相談日にお越しくたい。都合によりどうしても来場できない。			
	7	木	和久	新田	は、実施期間内の別日に来場してください。 ※郵送による申告は随時受付けていますので、			
3	8	金	本宮	当町	申告期間内に、直接、須賀川税務署に郵送し			
	11	月	新町・三芦・高田	松木下•猫啼	てください。 【須賀川税務署の住所】			
	12	火	南町	荒町	〒962-0844 須賀川市東町 135 番 1 号			
	13	水	馬場町	古町	☎0248-75-2194 須賀川税務署			
	14	木	北	町	【須賀川税務署の確定申告会場】			
	15	金	予備	青 日	須賀川市茶畑町65番 須賀川市労働福祉会館			
	_		生老のシの口はなり					

- ☆ 今回から年金申告者のみの日はありませんので、各該当する地区で申告をお願いします。
- ☆ 申告会場においては、待合スペースに限りがありますので、受付時に発行された番号札の来場時間(目安) をご確認いただき、時間になりましたらご来場ください。ご不便をおかけしますが、ご理解願います。

申告をしなければならない方

令和6年1月1日現在、石川町に居住する方で、次のような方は申告をしなければなりません。

- ・農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方 (給与又は年金所得者で、農業の家事消費分のみの収支計上の場合は申告不要です)
- ・地代や家賃などの所得 又は 内職などの所得のあった方
- ・給与所得者で、給与所得以外に所得があった方 又は 2か所以上から給与の支給があった方
- ・公的年金所得者で、公的年金所得以外に所得があった方
- ・収入が非課税の年金、手当等のみの方 又は 無収入の方 (電話による申告受付も可能です 税務課課税係 NO247-26-9118)

持参するもの(例)

【全員】

- マイナンバーカード(又はマイナンバーのわかる書類と運転免許証等の身分証明書の組合せ)
- ・還付金振込先の銀行通帳など ※還付金がある場合に必要になります

【給与又は年金の収入がある方】

• 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票

【各種事業等の収入がある方】

- 売上帳、仕入帳、現金出納帳などの帳簿類
- •田畑の耕作面積、米、野菜、家畜などの全農作物の販売明細書、農作業受託の領収書の控えなど
- ・事業に係る経費の領収書など
- ・上記の書類に基づいて作成した収支内訳書又は裏面「***農業所得を申告する皆様へ***」の収支報告書 ※領収書や帳簿類がない場合、申告相談を受けられないことがありますので、大切に保管してください。

【社会保険料控除を受けたい方】

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納入領収書
- ・ 国民年金保険料控除証明書又は領収書

【各種控除証明書をお持ちの方】

• 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書

【医療費控除を受けたい方】

- 医療費の領収書又は医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」
 - ※医療費の領収書は、医療を受けた方及び医療機関ごとに集計してください。
 - ※医療保険や会社の互助制度などにより補填された場合、補填された金額がわかるものも持参ください。

【配偶者控除又は扶養控除を受けたい方】

・扶養親族等のマイナンバーのわかる書類 ※年末調整等で提出済みの場合は不要

【3年前までに雑損控除を受け、繰り越しがある方】

• 昨年の確定申告書の控え及び計算明細書

注意

●国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減について

国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯については、世帯内に未申告の方がいる場合、 保険税(料)の軽減が受けられないことがありますので、毎年、必ず申告をしてください。

★お問い合わせ先

所得税確定申告

町県民税申告

須賀川税務署 TeO248-75-2194

税務課課税係 140247-26-9118

*** 農業所得を申告する皆様へ ***

農業所得申告をする方は、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く収支計算による所得申告となります。

円滑に申告相談ができるよう下記「収支報告書」の科目ごとに令和5年中の農作物等の販売金額や農業に係る各種の領収書等を整理し、その金額を記入のうえ、本紙及び領収書等を忘れずに申告相談会にご持参ください。

収支報告書の作成について不明な点がありましたら、税務課 課税係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 石川町役場 税務課 課税係 0247-26-9118

* 参考 収支報告書(この用紙は、申告相談会の際に利用します。)

○ 収 入(収入科目別に該当する金額のある方は、記入してください。)

J	収入	科目		Д	マース ス		か	内	訳		金	額	
				本年中に販売した農作	物などの)金額で	ごす。		*	作付面積 a		円	
販	売	金	金額	額	販売後、まだ実際に代金の場合でも、本年中に	販売した	ものに		!	野菜	作付面積 a		円
				て本年分の販売金額に	なります	0		戍	別用牛	販売頭数 頭		円	
1	事 及 費		業額							円			
農産	収穫時の生産者販売価額により計算します。 農産物の棚卸高 なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸 を省略しても差し支えありません。						T						
	小賃	作貸	松林	農地の賃借料及び小作料です。 農地以外の土地、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料や分配金など。							円		
	農 受	作託	業 と関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、							田			
雑収入	又 ます。(賠償金は、一般的には、賠償金の支払に合意等が成立した日の属する年分の事業所得等に係							田					
	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、中山間地域等直接支払交付 金等の収入金額です。							円					
	その他						円						

○ 経 費(経費科目別に該当する金額のある方は、記入してください。)

経費科目	経費の内訳	金	額
雇 人 費	農作業などに従事した雇人の労賃です。(親族への支払は、含まれません。)		田
小作料•賃借料	農地の賃借料及び小作料です。 農地以外の土地、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料、農業協同組合の協同施設利用料など。		田
減 価 償 却 費	購入したもの		
	償却をしないで、その使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の <u>取</u> 得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。		円
貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失。		円
利子割引料	農業のために借り入れた資金(農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など)の支払い利息		円

経費科目	経費の内訳	金	額
租税公課	① 税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(農業に係る分)、自動車税(取得税・重量税を含む。)、不動産取得税(農業に係る分)などの税金の納税額。 ② 水利費、農業協同組合費、部会費など。 ※ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金、区費などは、必要経費になりません。		æ
種 苗 費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用。		円
素畜費	子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付料。		円
肥料費	化学肥料、たい肥の購入費用。		円
飼 料 費	飼料の購入費用。		円
農具費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用。		æ
農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費。		田
諸材料費	ビニール、なわ、針金、支柱などの諸材料の購入費用。		田
修繕費	農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用。		æ
動力光熱費	農業のために使用した水道料・電気料、灯油・ガソリン代などの燃料費。		田
作業用衣料費	農作業に必要な作業衣、長靴、手袋などの購入費用。		円
農業共済掛金	水稲、果樹、家畜などの共済掛金、農業用資産に対する共済掛金。		Ð
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料。		円
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用。 ※ 土地の埋立て、土盛り費用などの土地の価値を高める部分の金額は、土地の取得費(その土地を譲渡した際の必要経費に算入)となります。		円
雑費	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費。		円

- ※ 家事消費を含む農業収入が20万円未満の場合は、農業申告は不要です。
- ※ 離農により農業収入がない場合に経費のみを申告することはできません。休農中の事業再開に係る経費は申告できます。
- ※ 肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用を受ける方は、肉用牛売却証明書を必ず持参してください。また、申告者と売却証明を受けた肉用牛の所有者は同一であることが免税の適用条件となります。

* 参考 主な農業用資産の法定耐用年数一覧

種類	細目	耐用年数
曲	木造のもの	15年
農業用倉庫	金属造のもの(軽量鉄骨)で、 骨格材の肉厚が3mm以下のもの	17年
ビニールハウス	基礎のあるもの(鉄骨ハウス)	14年
	一般的なもの	10年
暗渠排水	土管を主としたもの	10年
旧未 排入	その他のもの	8年

種類	細目	耐用年数
	軽トラック	4年
車両	普通トラック	5年
	その他のもの	6年
#	種付用	4年
+	その他用	6年
農業用機械	全般	7年